

石川県公報

平成24年5月25日
第12495号(金曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

公 告			
平成23年度公文書の公開等の実施状況の公表 (総務課)	1	基本測量実施公告 公安委員会	(監理課) 4
平成23年度個人情報保護条例の施行の状況の公表 (同)	2	石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	4
特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	3		

公 告

平成23年度公文書の公開等の実施状況の公表

石川県情報公開条例(平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。)第33条の規定により、平成23年度における公文書の公開等についての実施状況を次のとおり公表する。

平成24年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 公文書の公開の請求等の状況

(単位:件)

区 分	件 数	処 理 状 況						
		公 開	一部公開	非公開	不存在	存否拒否	取下げ	却 下
請 求	1,063	576	224	11	239	7	5	1
申 出	718	142	542	1	26	1	6	0
合 計	1,781	718	766	12	265	8	11	1

(「請求」は条例第5条の規定による公文書の公開の請求を、「申出」は条例第18条第1項の規定による公文書の公開の申出をいう。以下同じ。)

2 請求権者等別内訳

(単位:件)

区 分	請 求 権 者 等 の 区 分	件 数
請 求	県内に住所を有する者	738
	県内に事務所等を有する団体等	283
	県内に存する事務所等に勤務する者	39
	県内に存する学校に在学する者	0
	実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	3
申 出	請求権者以外のもの	718
	合 計	1,781

3 実施機関(部局)別内訳

(単位:件)

実 施 機 関		請求件数	申出件数	実 施 機 関	請求件数	申出件数
知 事	総 務 部	57	19	教 育 委 員 会	13	9
	危 機 管 理 監 室	41	4	選 挙 管 理 委 員 会	149	4
	企 画 振 興 部	8	1	監 査 委 員	1	0
	県 民 文 化 局	4	11	人 事 委 員 会	43	1
	健 康 福 祉 部	243	550	労 働 委 員 会	0	0
	環 境 部	26	37	収 用 委 員 会	7	0
	商 工 労 働 部	9	6	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0
	観 光 交 流 局	5	3	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0
	農 林 水 産 部	28	19	議 会	21	0
	競 馬 事 業 局	0	6	公 立 大 学 法 人	1	0
	土 木 部	389	48	公 安 委 員 会	0	0
	出 納 室	0	0	警 察 本 部 長	18	0
小 計	810	704	小 計	253	14	
				合 計	1,063	718

4 不服申立ての状況

(単位:件)

不 服 申 立 て 件 数		処 理 状 況						
平成22年度から の繰越件数	平成23年度の 申立て件数	決 定				取下げ	審理中	未審理
		認 容	一部認容	棄 却	却 下			
34	49	1	2	16	3	2	29	30

平成23年度個人情報保護条例の施行の状況の公表

石川県個人情報保護条例(平成15年石川県条例第2号。以下「条例」という。)第52条の規定により、平成23年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成24年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 開示請求の処理状況

(単位:件)

区 分	請求件数	処 理 状 況						
		開 示	一部開示	不開示	不存在	存否拒否	取下げ	却 下
書 面 に よ る 請 求	1,171	575	586	1	7	0	0	2
口頭による請求(簡易開示)	5,935	5,935	-	-	-	-	-	-
合 計	7,106	6,510	586	1	7	0	0	2

(2) 開示請求の実施機関 (部局) 別状況

(単位: 件)

実施機関	書面による請求	口頭による請求 (簡易開示)	合計	
知事	総務部	2	0	2
	危機管理監室	0	0	0
	企画振興部	0	0	0
	県民文化局	0	0	0
	健康福祉部	4	151	155
	環境部	0	0	0
	商工労働部	1	16	17
	観光交流局	0	0	0
	農林水産部	0	0	0
	競馬事業局	0	0	0
	土木部	0	0	0
	出納室	0	0	0
	小計	7	167	174
教育委員会	1,137	5,581	6,718	
選挙管理委員会	0	0	0	
監査委員	0	0	0	
人事委員会	6	130	136	
労働委員会	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	
海区漁業調整委員会	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	
議会	0	0	0	
公立大学法人	0	57	57	
公安委員会	0	0	0	
警察本部長	21	0	21	
合計	1,171	5,935	7,106	

2 保有個人情報の訂正請求の状況

該当なし

3 保有個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

4 不服申立ての状況

(単位: 件)

不服申立て件数		処 理 状 況						
平成22年度から の繰越件数	平成23年度の 申立て件数	決 定				取下げ	審理中	未審理
		認 容	一部認容	棄 却	却 下			
2	1	0	0	3	0	0	0	0

5 実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出の状況

該当なし

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成24年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成24年5月15日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 バリアフリー総合研究所

3 代表者の氏名

山田 文代

4 主たる事務所の所在地

金沢市松村1丁目131番地

5 定款に記載された目的

この法人は、石川県民に対して、バリアフリー社会の推進のために、まちづくり、建築物及び住宅の整備、福祉用具等の調査、研究、アドバイス等の事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基 本 測 量 （「電子国土基本図（地図情報）」修正測量）	平成24年5月25日から 平成25年3月29日まで	石川県内全域

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第63号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成24年5月25日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）金沢東警察署管内の表274の項を次のように改める。

274	堀川町中交差点	金沢市堀川新町21番地先 県道向粟崎・安江町線と市道金沢駅東通り線との交差点	H 13. 8. 29
-----	---------	---	-------------

別表第1（信号機の設置場所）白山警察署管内の表236の項を次のように改める。

236	藤 平 西	野々市市藤平223番地3先 県道額谷三浦線上	H 14. 8. 26
-----	-------	---------------------------	-------------

別表第2（一方通行の指定）津幡警察署管内の表に次のように加える。

113	主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布リ251番地163先 から 河北郡内灘町字大根布リ251番地1先 まで	約 546 メートル	終 日	自動車	海浜向陽台交差点 方向から本線能登 に至る方向
114	主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布リ251番地3先 から 河北郡内灘町字大根布リ251番地163先 まで	約 480 メートル	終 日	自動車	本線能登方向から 海浜向陽台交差点 に至る方向

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

868	市道本多町 3丁目線5号	金沢市幸町2番2号先	本多町2丁目方向から鱒町交 差点方向への直進	自動車及び原 動機付自転車	終日
-----	-----------------	------------	---------------------------	------------------	----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 寺井警察署管内の表277の項を次のように改める。

277	市道能美工業 団地3号線	能美市能美一丁目4番地先	赤井町方向から小松市方向へ の右折	自動車及び原 動機付自転車	終日
-----	-----------------	--------------	----------------------	------------------	----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 白山警察署管内の表に次のように加える。

505	市道 番匠横江線	白山市横江町2328番地1先	番匠町方向から御経塚方向へ の右折	車 両	終日
-----	-------------	----------------	----------------------	-----	----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

429	主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布リ251番 地164先 (流入路と本線の合流部)	流入路方向から本線金沢市方 向への右折	自 動 車	終 日
430	主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布リ251番 地164先 (本線と流入路の合流部)	本線金沢市方向から流入路方 向への左折	自 動 車	終 日
431	主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布リ251番 地163先 (流出路と流入路との合流部)	流出路方向から流入路方向へ の右折	自 動 車	終 日

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 羽咋警察署管内の表に次のように加える。

77	町道314号 高浜堀松線	羽咋郡志賀町高浜町ノ594番地 先(南側高浜交番前交差点)	志賀高校方向から末吉方向へ の左折	自動車及び原 動機付自転車	終日
----	-----------------	----------------------------------	----------------------	------------------	----

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 七尾警察署管内の表164の項を次のように改める。

164	町道9号線	鹿島郡中能登町末坂ツ部1番地 3先	中能登町春木方向から一青 交差点方向への右折及び羽 坂交差点方向への左折	自動車及 び原動機 付自転車	7:00から 8:30まで (土、日、休 日を除く。)
-----	-------	----------------------	--	----------------------	--------------------------------------

別表第 7 (歩行者用道路) 白山警察署管内の表10の項を次のように改める。

10	市道155号線	白山市新田町248番地1先から 白山市新田町217番地1先まで	約 320 メートル	7:00から 8:30まで (土、日、休 日を除く。)	自動車及び原動機 付自転車(指定車、 許可車を除く。)
----	---------	------------------------------------	---------------	--------------------------------------	-----------------------------------

別表第 9 (追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止) 大聖寺警察署管内の表1、24の項を次のように改める。

1	市道C463号線	加賀市作見町二55番地の1先から 加賀市箱宮町△136番地1先まで		終日	約 5,160 メートル
24	主要地方道 小松加賀線	加賀市伊切町207番地1先から 加賀市宮地町345番地先まで		終日	約 2,400 メートル

別表第10 (自転車の歩道通行可) 大聖寺警察署管内の表15の項を次のように改める。

15	主要地方道 橋立港線	加賀市大聖寺岡町ホ7の1番地先から 加賀市大聖寺畑町に21番地1先まで			終日	約 500 メートル
----	---------------	--	--	--	----	---------------

別表第11 (最高速度の指定) 金沢東警察署管内の表30の項を次のように改める。

30	市道1級幹線14 号元町東山線、 県道向粟崎安江 町線	金沢市東山3丁目9番30号先から 金沢市高柳町三字5番地1先まで	約 2,300 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
----	--------------------------------------	-------------------------------------	-----------------	----------------	----	-------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 大聖寺警察署管内の表7の項を次のように改める。

7	市道 A 375号線	加賀市大聖寺岡町ホ8の1番地先か ら 加賀市大菅波町123番地1先まで	約 1,640 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
---	------------	---	-----------------	----------------	----	-------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 寺井警察署管内の表65の項を次のように改める。

65	市道19号 浜開発西二口線	能美市西二口町6番地1先から 能美市西二口町141番地1先まで	約 480 メートル	毎時30キロ メートル	終日	車両 (けん引を 除く。)
----	------------------	------------------------------------	---------------	----------------	----	------------------

別表第11 (最高速度の指定) 白山警察署管内の表253の項を次のように改める。

253	県道倉部金沢線、 市道足田御経塚 線	白山市横江町1726番地6先から 野々市市御経塚1丁目549番地先ま で	約 1,600 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
-----	--------------------------	--	-----------------	----------------	----	-------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

183	町道津幡 ニュータウン線	河北郡津幡町字緑が丘2丁目1番地 先から 河北郡津幡町字緑が丘2丁目11番地 先まで	約 160 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
184	町道津幡 ニュータウン線	河北郡津幡町字緑が丘2丁目11番地 先から 河北郡津幡町字緑が丘2丁目146番 地先まで	約 300 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
185	町道津幡 ニュータウン線	河北郡津幡町字緑が丘2丁目146番 地先から 河北郡津幡町字緑が丘2丁目1番地 先まで	約 300 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
186	主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字大根布リ251番地163 先から 河北郡内灘町字大根布リ251番地1 先まで	約 546 メートル	毎時40キロ メートル	終日	自動車

別表第11 (最高速度の指定) 津幡警察署管内の表1の項を次のように改める。

1	国道159号	かほく市内日角八73番地1先から かほく市高松ア12番地先まで	約 5,400 メートル	毎時50キロ メートル	終日	車両 (原動機付自 転車及びけん引 を除く。)
---	--------	------------------------------------	-----------------	----------------	----	-------------------------------

別表第11 (最高速度の指定) 珠洲警察署管内の表132の項を次のように改める。

132	町道松波恋路1号線、市道676号線、国道249号、主要地方道大谷・狼煙・飯田線、珠洲市道537号線	鳳珠郡能登町字松波口字12番地先から 珠洲市三崎町寺家ヶ部69番地先まで	約 25,860 メートル	毎時40キロ メートル	終日	車両 (原動機付自転車及びけん引を除く。)
-----	---	---	------------------	----------------	----	-----------------------

別表第13の2 (専用通行帯) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

14	主要地方道 金沢停車場線	金沢市本町2丁目17番25号先から 金沢市本町2丁目16番13号先まで (武蔵交差点から金沢駅前中央交差点に至る中央車線)	約 82 メートル	終日	道路の左側端から数えて2番目の車両通行帯をバス専用通行帯とする。その他の車線はバス専用通行帯を通行する自動車以外の車両通行帯とする。	バス専用通行帯を通行する車両はバス、シャトルバス、実車のタクシー (回送車を含む。) 4人以上乗車の自動車及び自動二輪車とする。
----	-----------------	---	--------------	----	--	--

別表第18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表2、15、18、42、48、55、63、85、90、92、93、103、106、118、141、143、156、161、167、174、176、179、188、202、207、214、217、229、231、232、237、240、241、242、249、250、261、265、277、281、282、297、300、313、316、326、329、354、358、359、368、369、378、380、382、390、398、414、419、420の項を次のように改める。

2	市道金石西3丁目線9号	金沢市金石西3丁目4番5号先から 金沢市金石西3丁目5番1号先まで	約 130 メートル	終日	車両
15	市道1級幹線50号 豊穂上安原線	金沢市上安原2丁目295番地先から 金沢市みどり2丁目35番地先まで	約 500 メートル	終日	車両
18	市道1級幹線51号 みどり団地線	金沢市南塚町301番地1先から 金沢市福増町北1358番地1先まで	約 1,300 メートル	終日	車両
42	市道準幹線540号松村線	金沢市松村1丁目1番地先から 金沢市松村3丁目531番地先まで	約 1,040 メートル	終日	車両
48	市道大徳40号 畝田西2丁目線1号	金沢市畝田西3丁目604番地先から 金沢市畝田西2丁目143番地1先まで	約 330 メートル	終日	車両
55	市道二塚18号 北塚町線3号	金沢市北塚町東46番地先から 金沢市北塚町東163番地1先まで	約 170 メートル	終日	車両
63	市道鞍月8号 御供田町線	金沢市御供田町ホ113番地先から 金沢市御供田町イ8番地2先まで	約 800 メートル	終日	車両
85	市道二塚9号専 光寺町西線4号	金沢市専光寺町レ3番地18先から 金沢市専光寺町レ3番地16先まで	約 510 メートル	終日	車両
90	国道8号 (山側下り側道)	金沢市藤江南1丁目40番地先から 金沢市藤江南1丁目105番地10先まで	約 300 メートル	終日	車両
92	国道8号 (海側上り側道)	金沢市藤江北1丁目94番地先から 金沢市藤江北1丁目542番地先まで	約 360 メートル	終日	車両

93	国 道 8 号 (山側下り側道)	金沢市二宮町15番25号先から 金沢市駅西本町 6 丁目15番 8 号先まで	約 280 メートル	終 日	車 両
103	市道二塚 1 号 専 光 寺 町 線	金沢市専光寺町レ 5 番地15先から 金沢市専光寺町レ 4 番地33先まで	約 325 メートル	終 日	車 両
106	国 道 8 号 (山側副道)	金沢市駅西新町 3 丁目20番13号先から 金沢市駅西新町 3 丁目 3 番 5 号先まで	約 500 メートル	終 日	車 両
118	市 道 2 級 幹 線 363 号 西 高 校 通 り 線	金沢市藤江北 2 丁目387番地先から 金沢市鞍月 1 丁目 4 番地先まで	約 1,030 メートル	終 日	車 両
141	市道二塚 22 号 松 島 町 線 29 号	金沢市松島 2 丁目186番地先から 金沢市松島 2 丁目60番地 2 先まで	約 150 メートル	終 日	車 両
143	市 道 金 石 東 1 丁 目 線 14 号	金沢市金石東 2 丁目 7 番 1 号先から 金沢市金石東 1 丁目11番 8 号先まで	約 250 メートル	終 日	車 両
156	金 沢 港 湾 道 路 無 量 寺 大 野 線	金沢市湊 4 丁目 2 番地 1 先から 金沢市桂町へ21番地 7 先まで	約 750 メートル	6 : 00 から 22 : 00 まで	車 両
161	市道粟崎 4 号 粟 崎 町 4 丁 目 線 13 号	金沢市粟崎町 4 丁目78番地74先から 金沢市粟崎町 4 丁目78番地30先まで	約 60 メートル	終 日	車 両
167	市道大徳19号松 村 1 丁 目 線 19 号、 大 徳 20 号 松 村 2 丁 目 線 13 号	金沢市松村 1 丁目109番地 2 先から 金沢市松村 2 丁目108番地先まで	約 350 メートル	終 日	車 両
174	市 道 1 級 幹 線 54 号 上 荒 屋 団 地 線	金沢市上荒屋 4 丁目201番地先から 金沢市矢木 2 丁目214番地先まで	約 350 メートル	終 日	車 両
176	市 道 新 神 田 1 丁 目 線 1 号	金沢市新神田 1 丁目10番83号先から 金沢市新神田 1 丁目32番地先まで	約 350 メートル	終 日	車 両
179	市道米丸18号東 力 町 線 5 号、米 丸 15 号 間 明 町 2 丁 目 線 9 号、米 丸 14 号 間 明 町 1 丁 目 線 14 号	金沢市東力 1 丁目93番地先から 金沢市間明町 1 丁目136番地先まで	約 1,300 メートル	終 日	車 両
188	市道米丸 3 号高 島 3 丁 目 線 5 号、 米 丸 2 号 高 島 2 丁 目 線 7 号	金沢市高島 2 丁目 1 番地 2 先から 金沢市高島 3 丁目121番地 2 先まで	約 650 メートル	終 日	車 両
202	市 道 新 神 田 3 丁 目 線 6 号	金沢市新神田 3 丁目113番地先から 金沢市新神田 3 丁目 6 番 28 号先まで	約 85 メートル	終 日	車 両
207	市道新神田 2 丁 目 線 5 号、新神 田 1 丁 目 線 6 号	金沢市新神田 2 丁目12番 3 号先から 金沢市新神田 1 丁目 6 番 25 - 1 号先まで	約 300 メートル	終 日	車 両
214	主要地方道金沢 美 川 小 松 線 (神 田 陸 橋 北 側 道)	金沢市新神田 2 丁目 4 番 3 号先から 金沢市新神田 2 丁目 5 番 17 号先まで	約 230 メートル	終 日	車 両

217	市道新神田 2丁目線1号	金沢市新神田2丁目2番1号先から 金沢市新神田2丁目190番地先まで	約 390 メートル	終 日	車 両
229	市道米丸12号入 江2丁目線8号、 米丸11号入江1 丁目線16号	金沢市入江1丁目148番地先から 金沢市入江2丁目192番地1先まで	約 190 メートル	終 日	車 両
231	市道新神田 5丁目線3号	金沢市新神田5丁目37番地先から 金沢市新神田5丁目18番地先まで	約 155 メートル	終 日	車 両
232	市道米丸21号 東力3丁目線 8号東力 3丁目線9号	金沢市入江2丁目58番地先から 金沢市東力3丁目16番地2先まで	約 230 メートル	終 日	車 両
237	市道米丸21号東 力3丁目線4号	金沢市東力3丁目14番地先から 金沢市東力3丁目39番地先まで	約 210 メートル	終 日	車 両
240	市道新神田 3丁目線1号	金沢市新神田3丁目4番1号先から 金沢市新神田3丁目2番20号先まで	約 200 メートル	終 日	車 両
241	市道米丸27号糸 田2丁目線7号 米丸26号糸田1 丁目線3号、7 号	金沢市糸田2丁目171番地先から 金沢市糸田1丁目47番地先まで	約 650 メートル	終 日	車 両
242	市道米丸27号 糸田2丁目線 6号米丸26号糸 田1丁目線2号	金沢市糸田2丁目119番地先から 金沢市糸田1丁目131番地先まで	約 350 メートル	終 日	車 両
249	市道押野4号上 荒屋4丁目線2 号、4号	金沢市上荒屋4丁目155番地2先から 金沢市上荒屋4丁目106番地1先まで	約 450 メートル	終 日	車 両
250	市 道 準 幹 線 543 号 上 荒 屋 線	金沢市上荒屋4丁目206番地先から 金沢市上荒屋4丁目78番地先まで	約 300 メートル	終 日	車 両
261	市道押野10号森 戸1丁目線9号	金沢市森戸1丁目231番地先から 金沢市森戸1丁目190番地先まで	約 450 メートル	終 日	車 両
265	市道押野4号 上 荒 屋 4丁目線17号	金沢市上荒屋4丁目75番地1(北側)先から 金沢市上荒屋4丁目75番地2(南側)先まで	約 110 メートル	終 日	車 両
277	市道米丸13号入 江3丁目線3号	金沢市入江3丁目115番地先から 金沢市入江3丁目55番地先まで	約 300 メートル	終 日	車 両
281	市道米丸8号玉 鉾5丁目線4号、 米丸1号高島1 丁目線30号	金沢市玉鉾5丁目21番地1先から 金沢市高島1丁目399番地先まで	約 170 メートル	終 日	車 両

282	市道米丸 1 号高 島 1 丁目線26号、 米丸 8 号玉鉾 5 丁目線 9 号、米 丸 6 号玉鉾 3 丁 目線13号	金沢市高島 1 丁目430番地先から 金沢市玉鉾 3 丁目197番地 3 先まで	約 800 メートル	終 日	車 両
297	市道押野 4 号 上 荒 屋 4 丁目線 3 号	金沢市上荒屋 4 丁目401番地先から 金沢市上荒屋 4 丁目125番地3先まで	約 40 メートル	終 日	車 両
300	市 道 準 幹 線 543号上荒屋線	金沢市上荒屋 1 丁目368番地先から 金沢市上荒屋 2 丁目95番地先まで	約 650 メートル	終 日	車 両
313	市道押野18号八 日市 4 丁目線 2 号、押野17号八 日市 3 丁目線 5 号、13号、10号	金沢市八日市 4 丁目321番地先から 金沢市八日市 3 丁目607番地 1 先まで	約 360 メートル	終 日	車 両
316	市道米丸 6 号玉 鉾 3 丁目線11号	金沢市玉鉾 3 丁目18番地先から 金沢市玉鉾 3 丁目51番地先まで	約 160 メートル	終 日	車 両
326	市 道 準 幹 線 568 号 示 野 示 野 中 線	金沢市示野町南30番地先から 金沢市示野中町 2 丁目29番地先まで	約 1,020 メートル	終 日	車 両
329	国 道 8 号 (山側副道)	金沢市西念 4 丁目25番 8 号先から 金沢市二宮町1403番地先まで	約 430 メートル	終 日	車 両
354	市 道 西 念 2 丁目線 19 号	金沢市西念 2 丁目 2 番 1 号先から 金沢市西念 2 丁目14番12号先まで	約 70 メートル	終 日	車 両
358	県 道 倉 部 金 沢 線	金沢市上安原町590番地先から 金沢市矢木 2 丁目214番地先まで	約 1,600 メートル	終 日	車 両
359	市道幹線 43 号 古 府 玉 鉾 線	金沢市古府 3 丁目41番地先から 金沢市大豆田本町口37番地先まで	約 2,600 メートル	終 日	車 両
368	市道安原 4 号 上 安 原 町 線	金沢市上安原 2 丁目126番地先から 金沢市上安原 1 丁目138番地先まで	約 420 メートル	終 日	車 両
369	市道安原28号上 安原町北線10号	金沢市上安原 1 丁目46番地先から 金沢市上安原 1 丁目128番地先まで	約 170 メートル	終 日	車 両
378	市道 2 級幹線 359 号 西 部 中 央 通 り 線	金沢市畝田東 3 丁目501番地先から 金沢市畝田東 2 丁目503番地先まで	約 450 メートル	終 日	車 両
380	市道安原 6 号 中 屋 町 線	金沢市中屋 2 丁目141番地先から 金沢市中屋 1 丁目76番地 3 先まで	約 380 メートル	終 日	車 両
382	市道戸板 7 号示 野町線33号36号	金沢市示野町南30番地先から 金沢市示野町南 5 番地先まで	約 200 メートル	終 日	車 両
390	市道米丸 13 号 東 力 町 線 50 号	金沢市東力町八284番地先から 金沢市東力町八284番地先まで	約 80 メートル	終 日	車 両
398	県 道 寺 中 西 金 沢 線	金沢市寺中町口70番地 4 先から 金沢市観音堂町水39番地 2 先まで	約 790 メートル	終 日	車 両
414	市道大徳15号無 量寺町線56号、 61号、63号	金沢市無量寺町口507番地先から 金沢市無量寺第二土地区画18街区 6 番先まで	約 250 メートル	終 日	車 両

419	市道大徳44号松村町線、大徳45号松村町線、大徳42号松村3丁目線5号	金沢市松村7丁目238番地先から 金沢市松村3丁目267番地先まで	約 950 メートル	終 日	車 両
420	市道大徳45号松村町線、戸板第二土地区画整理道路3.4.74示野町線、戸板7号示野町線9号、30号、31号	金沢市松村3丁目275番地先から 金沢市示野町西61番地先まで	約 980 メートル	終 日	車 両

別表第18 (駐車禁止) 大聖寺警察署管内の表64の項を次のように改める。

64	市道 A 375号線	加賀市大聖寺岡町ホ 8 の 1 番地先から 加賀市大菅波町123番地 1 先まで	約 1,640 メートル	終 日	車 両
----	------------	---	-----------------	-----	-----

別表第18 (駐車禁止) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

87	町道津幡ニュータウン線	河北郡津幡町字緑が丘2丁目1番地先から 河北郡津幡町字緑が丘2丁目11番地先まで	約 160 メートル	終 日	車 両
88	町道津幡ニュータウン線	河北郡津幡町字緑が丘2丁目11番地先から 河北郡津幡町字緑が丘2丁目146番地先まで	約 300 メートル	終 日	車 両
89	町道津幡ニュータウン線	河北郡津幡町字緑が丘2丁目146番地先から 河北郡津幡町字緑が丘2丁目1番地先まで	約 300 メートル	終 日	車 両

別表第18 (駐車禁止) 津幡警察署管内の表50の項を次のように改める。

50	町道庄35号線	河北郡津幡町字庄ト113番地1先から 河北郡津幡町字川尻口70番地2先まで	約 800 メートル	終 日	車 両
----	---------	--	---------------	-----	-----

別表第18 (駐車禁止) 2以上の警察署管内にまたがる表9、18、37、55、73、78の項を次のように改める。

9	主要地方道 金沢美川小松線	金沢市野町2丁目2番1号先から 金沢市佐奇森町イ84番地先まで	約6,850メートル	終 日	車 両
18	県市 道 道	(1) 金沢市東山1丁目1番1号先 (2) 金沢市橋場町3番15号先 (3) 金沢市小將町1番6号先 (4) 金沢市石引4丁目1番1号先 (5) 金沢市清川町6番2号先 (6) 金沢市本江町3番53号先 (7) 金沢市浅野本町3番地先 (1)から(7)までの場所及び(7)と(1)の場所を結ぶ国道159号、市道幹線14号兼六園下橋場町線、県道金沢湯涌福光線、市道幹線12号石引4丁目新桜坂線、犀川右岸、JR北陸本線及び浅野川左岸により囲まれた区域内の道路(ただし、別に定める区間を除く。)	約72,360メートル	終 日	車 両

37	県道野々市西金沢停車場線	野々市市若松町382番地先から 金沢市西金沢1丁目100番地先まで	約1,460 (白山署約1,100、金沢西署約360)メートル	終日	車両
55	市道1級幹線116号八日市1丁目線、県道西金沢野々市停車場線、市道準幹線575号八日市線、市道布水中学校線	金沢市八日市1丁目602番地先から 野々市市横宮町4番1号先まで	約1,080 (金沢西署約500、白山署約580)メートル	終日	車両
73	市道増泉4丁目線1号・増泉5丁目線1号・糸田新町線2号	金沢市増泉4丁目5番1号先から 金沢市糸田新町86番地3先まで	約800 (金沢中署約500、金沢西署約300)メートル	終日	車両
78	市道駅西本町2丁目線6号、駅西本町3丁目線4号	金沢市駅西本町11番29号先から 金沢市駅西本町3丁目14番21号先まで	約400メートル	終日	車両

別表第11 (最高速度の指定) 金沢東警察署管内の表75の項を次のように改める。

75	削	除
----	---	---

別表第18 (駐車禁止) 金沢中警察署管内の表605の項を次のように改める。

605	削	除
-----	---	---

別表第18 (駐車禁止) 金沢西警察署管内の表385の項を次のように改める。

385	削	除
-----	---	---

別表第18の3 (時間制限駐車区間) 金沢中警察署管内の表4の項を次のように改める。

4	削	除
---	---	---